

議事日程第 6 号

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）

第 1 議案上程（議案第 4 4 号から第 6 0 号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第 1 は議事日程に同じ

第 2 議案上程（議案第 6 1 号から第 7 9 号まで）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 3 議会案上程（議会案第 1 号及び第 2 号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第 4 議会改革調査特別委員会の設置

第 5 継続審査事件の承認

第 6 議員派遣の件

出席議員（16 人）

1 番 夏 井 博 子	2 番 船 木 一 人	3 番 小 野 肇
4 番 吉 田 洋 平	5 番 進 藤 優 子	6 番 佐々木 克 広
7 番 蓬 田 司	8 番 安 田 健次郎	9 番 佐 藤 誠
10 番 畠 山 富 勝	11 番 猿 田 真	12 番 鈴 木 元 章
13 番 太 田 穰	14 番 古 仲 清 尚	15 番 船 木 正 博
16 番 三 浦 利 通		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	原 田 徹
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子

局長補佐 三浦洋平
 主席主査 中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
総務企画部長	杉本 一也	市民福祉部長	畠山 隆之
観光文化スポーツ部長	三浦 大成	産業建設部長	鈴木 健
企 業 局 長	湊 智志	企画政策課長	夏井 大助
総 務 課 長	平塚 敦子	財 政 課 長	沼田 弘史
福 祉 課 長	北嶋 三世	生活環境課長	高桑 淳
観 光 課 長	村井 千鶴子	男鹿まるごと売込課長	伊勢谷 毅
農林水産課長	竹内 弘和	建 設 課 長	三浦 昇
病院事務局長	天野 秀一	会 計 管 理 者	佐藤 静代
教育総務課長	湊 留美子	こども未来課長	伊藤 昌人
選管事務局長	(総務課長兼任)	監査事務局長	佐藤 一明
農委事務局長	濱野 勇幸	ガス上下水道課長	斉藤 清彦

午後 2時00分 開 議

○議長（三浦利通） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第44号から第60号までを一括上程

○議長（三浦利通） 日程第1、議案第44号から第60号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。13番太田穰委員長

【総務委員長 太田穰 登壇】

○総務委員長（太田穰） 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第44号男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の実態のデジタル化に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、聴聞等の通知に係る公示送達について、別に規則で定める市ホームページによる公表により不特定多数の方が閲覧できる状態にするとともに、これまで同様、掲示場への掲示、または市役所に設置したパソコン画面への表示のいずれかの手法により公示事項を閲覧することができる状態とするものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、附則に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置の軽減割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、再エネ発電設備の固定資産税を3年間にわたり一定割合軽減す

る措置について、地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、軽減割合を拡充し、適用期限を令和11年3月末まで延長するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、国の子育て支援の意義は評価もするし、子ども・子育て支援金制度の内容も承知している。しかしながら、低所得者層の加入者が多く、重税感も強い国民健康保険税へ上乗せ徴収という手法については、納得し難い。他の手法や、税目を検討することもできたのではないか。市の立場も理解した上で、「国の方針」という論ではなく、市の見解を伺いたいとの質疑があり、当局から、子ども・子育て支援金制度は、国策として少子化対策の財源を確保するため、全ての医療保険制度から徴収される仕組みであり、既に国政の場での議論を踏まえて決定されたものである。

仮に国民健康保険税へ上乗せ徴収をしない場合、別の形で市民負担が生じることは避けられず、国においては、保険税へ上乗せする仕組みを、事務的負担や経費効率の観点からも一定の合理性が認められると判断したものと捉えている。

なお、本制度に基づく支援事業は既に始まっており、男鹿市内の国民健康保険加入者だけが本制度の対象外となることは不可能と考えるとの答弁がありました。

さらに委員より、国民健康保険税の引下げに対する考え方について質疑があり、当局から、国保税率については、向こう5年程度を見通した中で、3年をめどに見直しの必要性について検討していくこととしている。今年度は税率改正から3年目を迎えることから、被保険者数や保険給付の動向及び基金残高等を踏まえ、令和9年度以降の税率について検討してまいりたい。

なお、国保加入者の重税感や経済的負担の軽減等、全国共通の課題については、国の責任において統一的政策が講じられるよう、引き続き国に対して財政措置の拡充等

を要望していく必要があると考えているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号北浦コミュニティセンター移転改修工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、北浦コミュニティセンターを旧北陽小学校校舎へ移転し、北部地区の拠点整備を推進することで地域コミュニティセンターの活性化を図るもので、移転改修工事請負について本契約を締結するものであります。

改修内容としては、旧北陽小学校の校舎1階部分に事務室、会議室、和室、調理室を整備するほか、公民館機能の整備及び雨漏りによる屋根の防水シート張替え等を行うものであります。

本案について、第1点として、委員より、本改修工事は現施設の規模感を維持しているが、人口減少や施設の利用実態等、市全体がこれまでとは異なる状況にあることを踏まえ、今後の公共施設整備の考え方について質疑があり、当局から、公共施設の管理方針については、賢い縮小、スマートシュリンクを念頭に、今後の財政状況、利用状況、必要性等を精査するとともに、今年度改定する公共施設等総合管理計画にも反映させてまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、今回改修する北浦コミュニティセンターは、今後想定される他地区の施設改修の先例となる可能性がある。各地区間の改修内容に不均衡が生じ、将来的に混乱を招かないよう、施設の管理においては、将来を見据えた明確な理論を持って対応していただきたいとの意見がありました。

第2点として、委員より、大規模な工事を一括発注した場合、市外事業者の下請負の受注機会の増につながり、地元事業者に経済効果が行き届きにくい現状がある。地域経済活性化や地元事業者育成等の観点から、市として地元企業の下請け参入を強く求めていく姿勢が必要ではないかとの質疑があり、当局から、市では入札時の留意事項として、下請負及び資材調達については、できる限り市内事業者を選定するよう周知しているところであり、引き続き本方針の周知を図ってまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第 5 3 号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、若美漁港多目的広場休憩所の施設廃止に伴い、オガーレ若美北部出品会へ無償譲渡するものであります。

本案について、委員より、譲渡後の施設管理については、責任の所在を明確にするため、覚書を交わすなど、将来における継続的な管理体制を構築すべきではないかとの質疑があり、当局から、今後、無償譲渡契約を締結するに当たり、将来に懸念を残さない内容にするとともに、譲渡後も当該団体を継続的にサポートしてまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 5 4 号字の区域の変更についてであります。

本議案は、米代西部森林管理署管内の国有林について、自衛隊専用道路敷地として使用している土地の所管換えに際し、当該地が字地番が存在しない区域であるため、登記上支障が生じることから字の区域を変更するものであります。

本案について、当局から、所管換えに至った経緯は、航空自衛隊加茂分屯基地への進入路について、近年、相次ぐ集中豪雨等によりのり面の崩落等が発生したことから、進入路全般の整備を実施し、部隊の安定的な運営を行うため、防衛省が林野庁より所管換えを受けるものであるとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、基地へつながる道路は急勾配の砂利道であり、現代の道路状況に適していない。今後、計画的な道路整備について、市として国への要望を検討していただきたいとの意見がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番鈴木元章委員長

【教育厚生委員長 鈴木元章 登壇】

○教育厚生委員長（鈴木元章） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第50号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定を整備するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局から、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業及び事業者の定義を明確化し、併せて保育所等連携施設の確保に関する規定を整備したほか、専門性の確保を目的とした特定理学療法士の活用に関する区分の追加及び利用定員や保育の必要性に応じた優先的な選考に関する規定基準の整備を行った。

現状の本市における保育体制については、市内小規模保育事業所である「わかみベビー園」はゼロ歳児から2歳児を対象としており、3歳以上の保育については、連携施設である「船越こども園」をはじめ、市内各施設において保護者の希望に沿った受皿が十分に確保されている。

今回の改正は、将来的に市内において新たな事業者が本事業の実施を希望する可能性を想定し、その際に円滑な指導監督が行えるよう、国の法改正に併せて、あらかじめ条例上の枠組みを整備するものであり、現状の本市の保育体制を大きく変更するものではないとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号旧払戸小学校解体工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、旧払戸小学校解体工事請負について本契約を締結するもので、老朽化が著しいほか、耐震性もなく、将来的に活用する見込みもないことから解体するものであります。

本案について、第1点として、委員より、解体後の計画について質疑があり、当局から、解体後の活用は何も決まっていないとの答弁がありました。

第2点として、委員より、1億5,000万円を超える解体工事費は、市民の生活感覚からすれば非常に高額に感じられるが、工事費の積算根拠について質疑があり、当局から、実施設計及びアスベスト調査の結果、校舎棟や管理棟の主要な柱にアスベ

ストの含有が判明し、除去作業は環境安全管理上、必要な工程である。

また、工事費には運動場やプールなど附帯施設の解体も含まれており、多岐にわたる工事のため高額な事業費となったとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番吉田洋平委員長

【産業建設委員長 吉田洋平 登壇】

○産業建設委員長（吉田洋平） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第47号男鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、林野火災に関する注意報の運用が開始されたこと等に伴い、火入れの中止要件を追加するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としては、火入れの中止要件として「暴風特別警報」「暴風警報」「林野火災に関する注意報」を追加するほか、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第48号男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、子育て世帯への住宅供給及び定住促進を目的に、財産処分の制限期間が終了した平成5年度建設の特定公共賃貸住宅3棟について、用途廃止の上、公募により一般世帯へ売却するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、想定される売却価格について質疑があり、当局から、不動産鑑定の見解書を参考に価格を算定することとなるとの答弁がありました。

第2点として、委員より、応札者がいない場合の対応について質疑があり、当局から、子育て世帯への売却を目的としているが、応札者がいない場合は民間事業者も含めて応札に参加していただくなど、広く子育て世帯に届くよう努めたいと考えている。その上で、公募に当たっては周知徹底が重要になると考えており、市報やSNS、テレビ回覧板等への掲載のほか、空き家バンクへの登録など、幅広く情報が行き届く方策を検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、暑くなる夏への対応として、市民の命と暮らしを守る観点から、家計・企業等の負担を軽減することを目的に、国の電気・ガス料金負担軽減支援事業により、7月から9月使用分までのガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、昨今の10月の残暑に鑑み、国の支援事業が終了した後、企業会計による独自支援を継続する考えについて質疑があり、当局から、令和5年度以降、経常収支の赤字が続く、厳しい経営環境に直面している。このような状況の中で独自支援を実施した場合、収支の悪化によって結果的に需要家へ料金負担増を求めることとなるため、企業会計単独による支援を継続する考えはないとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号市道の廃止について及び議案第56号市道の認定についてであります。

本2議案は、道路改良に伴い、立石大久保線、延長764メートルの市道を廃止するとともに、立石大久保線、延長747メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番船木正博委員長
【予算特別委員長 船木正博 登壇】

○予算特別委員長（船木正博） 予算特別委員会に付託されました議案第57号令和8年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）についてから議案第60号令和8年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）についてまでの審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、去る18日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、御報告申し上げます。

第1点として、複合交流施設についてであります。

一つとして、本会議初日の市長説明において、男鹿駅周辺広場の市民駐車場を建設地に選定しているが、公表前に議会への説明等を行うべきではなかったのか。また、男鹿工業高校敷地が周辺環境も含め最も適していると考えるが、選定された敷地の優位性について、どのように評価し、今後、他の建設候補地と比較検討する考えはないのかについて。

二つとして、市役所内のどのような会議で建設場所を決定したのか、その会議では他の候補地への提案はなかったのか。また、全会一致と捉えてよいかについて。

三つとして、プロジェクトチームで話し合ったとのことだが、20代、30代の若手職員が参加していたのか。また、会議内容や議事録の提出は可能かについて。

四つとして、施設の機能としていろいろなものが挙げられているが、市として何が一番重要と考えているのかについて。

五つとして、図書館が中核になると認識しているが、単なる貸出し施設ではなく、市の学びと文化を支える拠点として、今後どのような姿にしていくのかについて。

六つとして、今回の案が最終的な決定とは考えていないが、本市の将来にとって本当にいいものを造るという観点から、今後の具体的なスケジュールと当局の受け止め方について。

第2点として、コミュニティ助成事業の要望件数はどれくらいあったのか。また、

採択された理由はどのようなものか。さらに、採択になった理由を分析し、その内容を周知するなど、助成を希望する地域へのサポートをどのように考えているのかについて。

第3点として、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の上昇に伴い、市助成額の引上げは評価するが、自己負担が増えることにより接種を控える要因とならないのか、市の認識について。

第4点として、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業について、支給のスケジュールはこれ以上早くならないのか。また、現状のスケジュールを市としてどのように認識しているのか。さらに、物価高騰対策について、この後、国から示されている動きなどはあるのかについて。

第5点として、観光コンテンツ魅力向上事業について、地元の飲食店、お土産店や宿泊施設などをどのように結びつけて、滞在時間、観光消費額、周遊、宿泊の増加につなげていくのか。また、具体的な成果指標を設定する考えがあるのかについて。

第6点として、国では令和8年6月に介護報酬の期中改定を行い、介護従事者の処遇改善を図っているが、市内事業所の処遇改善の状況はどうなっているのかについて。

第7点として、中東情勢の悪化を背景としたナフサ不足により、本市のごみ袋の不足は生じていないのかについて。

第8点として、男鹿半島・大潟ジオパークガイドの会が、ジオサイト等の草刈りをボランティアで行っているが、市または協議会としてどのように認識しているのか。また、日本ジオパーク全国大会参加への補助等はないのかについて。

第9点として、防衛体制の強化に向けて国から県に打診があった船川港の特定利用港湾について、地元自治体の意見を聞くとのことだが、市長はどのように考えているのかについてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第57号令和8年度男鹿市

一般会計補正予算（第１号）についてから議案第６０号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

８番安田健次郎議員

【８番 安田健次郎議員 登壇】

○８番（安田健次郎議員） 議案第４６号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、そして議案第５８号令和８年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、二つ一緒にして反対討論をさせていただきます。

この際、子育て支援を否定することは一つも考えていませんけれども、特に委員会の審査の過程の中で、国の方向だからやむを得ないというような御答弁が多かったわけでありましてけれども、私があえて申し上げるまでもなく、中身についてもう少しお話をさせていただきたいと思います。

この改正というのは、国保税に子どもの支援金を上乗せして徴収すると、そういう改定でありますけれども、国の言い分はどうも納得できない、そういう意味で主に反対討論をしたいと考えたわけでありましてけれども、国は子育て支援の財源が必要だということで、３兆６，０００億円と国会の中で答弁していました。１年目は６，０００億円、来年度が８，０００億円、再来年度は１兆円という振り分けのようであります。その中身が今回、例えば国保に課されるのが初年度は２５０円、次年度が３５０円、そして３年度目が４５０円の負担が求められることになるわけでありまして。そういう点では、中身については県の支出金で調整するという言い訳はしていますけれども、いずれにしても子どもの支援分としてこのように引き上がっていきます。このことについて私は大変遺憾なことではないかなというふうに思ってます。もちろん年収によって差異はありますよ。ところが、それはまあ触れませんが、特に子ども

のいない世帯や子育ての終わった世帯、この人方も負担することになるわけでありま
す。だからそういう点では、今、SNSではね、独身税などとやゆされているという
批判もあります。

いずれ今でも介護や高齢者支援の負担分もあり、国保税というのは非常に重い税で
はないでしょうか。国の方針としてやらざるを得ないといっても、こうした低所得者
層の多い地域、そして職種によりますと、低所得の階層が多い国保加入者だと思いま
す。そういう点では、こうした負担を幾らかでも追加されるということは、非常に重
荷になるというふうに私は考えています。日頃からこの健康保険の加入者について
は、私はどうしても引下げ要求が必要だという考え方でありましたけれども、それは
皆さんも御承知いただけたらと思います。

そもそも、この国保税というのは、過去には国民皆診療というかね、お金がなけれ
ばなかなかお医者さんにも行けないということから、国民運動の高まりによって国民
皆保険ということになったわけでありますけれども、こうした国民運動で盛り上った
この国保制度を、何としてでも守り抜くという観点で討論しているつもりでありま
す。

なぜかといえば、るる一般質問でも申し上げましたけれども、OTC類似薬とか高
齢者の所得調査だとか、さらにはいろんな国保をめぐる改定が予想されて、国会の中
で議論されています。そういう観点で非常に危険だというかね、国保税の根幹が危う
いという批判もあるわけであります。

しかし、この医薬品の問題とかそういう問題だけじゃなくてね、何よりもやっぱり
今、低所得階層の加入者が多い男鹿市の国保税の引下げというのは、急務ではないか
と思います。そういう点で、今の情勢から一つの反対の理由は、今回の改定は国の政
策の都合で、税でもないのに子ども支援対策の一つとして国保税に上乘せすると、こ
ういうのは国保税制度の理念から相当逸脱しているのではないかと考え反対したいと
思ってます。

もう一つの理由は、今るる申し上げましたように、国民健康保険税は、協会けんぽ
とか共済の方々から見ると、非常に負担が大きいし、低所得者層が多いわけでありま
すから、滞納問題が出ますと、いつも国保税が一番断トツ多いわけですね。そういう
点では、国保税の徴収に対しては、妨げになっているとも思います。そういう点で

も、幾らかでも、少しでも、僅かでも、この国保税を引き下げることが特に大事だと思います。理由がどうであれ、国の都合が何とであれ、国保税に子どもの負担を賦課するということは、決して許されるべき問題ではないと考え、以上、引下げも含めて二つの議案の反対討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（三浦利通） 次に、13番太田穰議員の発言を許します。13番太田穰議員

【13番 太田穰議員 登壇】

○13番（太田穰議員） 議案第46号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び議案第58号令和8年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正及び補正予算は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険において必要な規定の整備と財源措置を行うものであります。

この子ども・子育て支援金制度は、国民健康保険だけを対象とするものではなく、被用者保険、後期高齢者医療制度を含む医療保険制度全体で子ども・子育て支援金制度を支える仕組みとして、令和8年度から始まるものであります。

被用者保険においては、国が一律の支援金率を示し、令和8年4月分の保険料から、給与天引きにより拠出が始まっております。

一方、国民健康保険については、市町村が条例に基づき、世帯や所得等に応じて賦課する仕組みであることから、今回、男鹿市においても条例改正及び補正予算により、必要な対応を行うものであります。

少子化が進む中で次代を担う子どもたちをどのように社会全体で支えていくかは、国全体の極めて重要な課題であります。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、子ども誰でも通園制度など、子育て施策の充実を図る上で、その財源を社会全体で支えるという考え方には、一定の意義があるものと認識しております。

一方で、国民健康保険加入世帯に新たな負担が生じることについては、決して軽く受け止めるべきではありません。物価高騰が続く中、市民生活への影響を心配する声があることも、十分に理解するところであります。

そのため、市当局においては、制度の趣旨、負担額、低所得世帯への軽減措置などについて、市民に分かりやすく丁寧に周知し、不安や誤解が生じないように努めていた

だきたいと思います。

しかしながら、本議案は、国の制度改正を受け、国民健康保険制度を適正に運営するために必要な条例改正及び補正予算であります。医療保険制度全体で子ども・子育て支援金制度を支えるという趣旨を踏まえれば、男鹿市としても必要な対応であると判断いたします。

賛成する立場であるからこそ、市民負担への配慮と丁寧な説明が必要である、そのことを申し上げた上で原案に賛成するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（三浦利通） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第46号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通） 起立多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第58号令和8年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通） 起立多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、第45号、第47号から第57号まで及び第59号、第60号を一括して採決いたします。本15件に対する各委員長の報告は可決であります。本15件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号、第45号、第47号から第57号まで及び第59号、第60号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第61号から第79号までが提出されました。この際、本19件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本19件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第61号から第79号までを一括上程

○議長（三浦利通） 日程第2、議案第61号から第79号までの農業委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました人事案件19件について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第61号から第79号の19件は、本市、農業委員会委員が本年7月19日をもって任期満了となることから、議案にお示ししている各氏を任命したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本19件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本１９件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第６１号から第７９号までを一括して採決いたします。本１９件については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議案第６１号から第７９号までは、原案のとおり同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第１号及び第２号が提出されました。この際、本２件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本２件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第３ 議会案第１号及び第２号を一括上程

○議長（三浦利通） 日程第３、議会案第１号地方財政の充実・強化を求める意見書及び議会案第２号ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本２件については、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本２件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第1号及び第2号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

令和8年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、令和9年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災、減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 6 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
- 7 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体D Xに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同

様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

- 10 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 12 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月30日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 森英介 殿

参議院議長 関口晶一 殿

内閣総理大臣 高市早苗 殿

財務大臣 片山さつき 殿

総務大臣 林芳正 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎 殿

国土交通大臣 金子恭之 殿

デジタル大臣 松本尚 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）

黄川田仁志 殿

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合引き上げ
を求める意見書

学校現場では、「貧困」「いじめ」「不登校」「カリキュラム・オーバーロード」「教職員の長時間労働」など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善や自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財源措置が不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は令和7年度までに35人に引き下げられました。中学校においては令和8年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人ひとりの子どもに教職員がより丁寧に関わることができるよう、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

こうした観点から、令和9年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善、教職員の働き方改革及び長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善や働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。
- 2 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

- 5 教育課程の時数と内容の過多（カリキュラム・オーバーロード）は、子どもや教職員に過大な負担となることから、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。
- 6 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
- 7 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年6月30日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長	森英介	殿
参議院議長	関口晶一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
財務大臣	片山さつき	殿
総務大臣	林芳正	殿
文部科学大臣	松本洋平	殿

日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。議会改革調査特別委員会の設置を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第４ 議会改革調査特別委員会の設置

○議長（三浦利通） 日程第４、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革に関する件を特定事件として、委員会条例第６条の規定に基づき９人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第９８条第１項及び第２項の規定による権限を委任し、審査終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議会改革に関する件は、９人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第９８条第１項及び第２項の規定による権限を委任し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員については、委員会条例第８条第１項の規定により、鈴木元章議員、小野肇議員、畠山富勝議員、吉田洋平議員、夏井博子議員、船木一人議員、古仲清尚議員、安田健次郎議員、進藤優子議員を指名いたしたいと思います。これ御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第１０条第１項の規定により、議会改革調査特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 ２時５１分 休 憩

午後 ３時０１分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革調査特別委員会において、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。

委員長に小野肇議員、副委員長に吉田洋平議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 5 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通） 日程第 5、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第 110 条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 6 議員派遣の件

○議長（三浦利通） 日程第 6、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 166 条の規定により、御配付いたしておりますとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

○議長（三浦利通） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて 6 月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 3 時 04 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 小 野 肇

議 員 吉 田 洋 平